

返戻規定について

当社の紹介により求人者が採用した求職者が、自己都合による退職または明らかな本人の責による解雇に至った場合、当社がその期間に応じ手数料を返還する制度です。

入社1か月以内　：　手数料の80%

入社3ヵ月以内　：　手数料の50%

なお、求人者の事由に起因する退職もしくは求人者の都合による解雇の場合等、上記事由以外では、手数料の返還はいたしません。

また、返戻金制度は人材紹介に関する基本契約書により別の定めをする場合があります。

以上

許可番号 27 - ユ - 300932

事業者名 株式会社キャリアエンジン